3　試験科目
⑴　学説試験　歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規
⑵　実地試験　歯科技工実技
4　受験資格
⑴　文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成29年３月15日（水曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）
⑵　都道府県知事の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成29年３月15日（水曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）
⑶　歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
⑷　外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が⑴、⑵又は⑶に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
5　受験手続
⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
ア　すべての受験者が提出する書類等
㋐　受験願書　歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）様式第４号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。
㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載し、一般財団法人歯科医療振興財団において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記載して提出すること。
なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所又は一般財団法人歯科医療振興財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。
イ　４の⑴、⑵又は⑶に該当する者が提出する書類　卒業証明書、卒業見込証明書又は歯科医師国家試験等を受けることができる者である旨を証する書類
ウ　４の⑷に該当する者が提出する書類　歯科技工士国家試験受験資格認定書の写し（一般財団法人歯科医療振興財団に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）
⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、平成28年12月13日（火曜日）から同年12月26日（月曜日）までに一般財団法人歯科医療振興財団に提出すること。
イ　受験に関する書類の提出は、原則として書留郵便をもって送付すること。この場合、平成28年12月26日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。
エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。
⑶　書類の提出については次のことに注意すること。
４の受験資格の⑴、⑵又は⑶に該当する者であって、卒業見込証明書を提出したものにあっては、平成29年３月15日（水曜日）午後５時までに卒業証明書の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。
⑷　受験手数料
ア　受験手数料は、30,000円とし、受験手数料の額を所定の５連式払込用紙を用いて一般財団法人歯科医療振興財団が指定する郵便局又は銀行の口座に振り込むこと。
イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
⑸　受験票の交付　受験票は、平成29年１月27日（金曜日）に投函し郵送により交付する。
6　合格者の発表　試験の合格者は、平成29年３月28日（火曜日）午後２時に、一般財団法人歯科医療振興財団及び厚生労働省にその受験地及び受験番号を掲示して発表する。
7　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成28年11月30日（水曜日）までに一般財団法人歯科医療振興財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
8　試験に関する照会先　一般財団法人歯科医療振興財団　東京都千代田区九段北４丁目１番20号　歯科医師会館内　郵便番号102―0073　電話番号03（3262）3381　ＦＡＸ番号03（3262）2179

平成29年（第67回）計量士国家試験

計量法施行規則（平成５年通商産業省令第69号）第65条の規定に基づき、計量士国家試験の場所、期日及び受験願書の提出期限その他必要な事項を次のとおり告示する。
平成28年９月１日
経済産業大臣　世耕　弘成
1　試験の場所　北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州及び沖縄
2　試験の期日　平成29年３月５日（日）
3　試験の区分　試験は、環境計量士（濃度関係）、環境計量士（騒音・振動関係）及び一般計量士について行う。
4　受験願書（試験案内書）の配布期間　受験願書（試験案内書）の配布期間は平成28年10月３日（月）から同年10月31日（月）まで、郵送及びインターネットによる配布とする。
5　受験願書（試験案内書）の請求
①　受験願書（試験案内書）のインターネットでの入手　受験願書（試験案内書）をインターネットで入手する場合は、下記のＵＲＬから案内書と願書をダウンロード及び印刷をすること。また、下記のＵＲＬから願書に入力して印刷することも可能。
なお、ダウンロードの際には、ＰＤＦファイル又は入力した願書を印刷できるＰＣ環境、Ａ４のコピー用紙が印刷できるプリンタ（カラー／モノクロ、レーザー／インクジェットは問わず）、Ａ４サイズの白紙のコピー用紙が必要となるので、ＵＲＬのリンク先にある利用条件等を確認すること。
＜ＵＲＬ＞
http://keiryoshi.info/index.html
②　受験願書（試験案内書）の郵便での請求
受験願書（試験案内書）の配布を希望する場合は、角型２号の封筒（返信用封筒）に、希望部数に応じて、１部希望の場合は140円、２部は250円、３部から５部は400円、６部から10部は600円の切手を貼付し、宛先（請求者の住所・氏名及び連絡のとれる電話番号）及び希望部数を明記の上、別の封筒（請求用封筒）に封入して下記の請求先に送付すること。請求用封筒の表面には「計量士国家試験願書○部希望」と明記すること。なお、11部以上希望する場合は、請求先に相談すること。
受験願書（試験案内書）の請求先は下記のとおり。なお、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課計量行政室、各経済産業局消費経済課及び内閣府沖縄総合事務局商務通商課では受験願書（試験案内書）の配布は行わない。
＜受験願書（試験案内書）の請求先＞（請求先は昨年度から変更。）
〒143―8799　日本郵便大森郵便局留　日本通運株式会社　計量士国家試験係　電話：0120―040―608（平日９：00―18：00）
6　受験願書の受付期間等　平成28年10月７日（金）から同年10月31日（月）まで郵送のみの受付とする（当日の消印有効）。なお、願書を提出する際には、角型２号封筒（Ａ４コピー用紙が折らずに入る封筒）に願書を入れ、封筒の表には「計量士国家試験願書在中」と明記し、郵送方法は簡易書留とする。
7　受験願書の提出先　受験願書の提出先は、下記のとおり。なお、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課計量行政室、各経済産業局消費経済課及び内閣府沖縄総合事務局商務通商課での受付は行わない。
＜受験願書の提出先＞（提出先は昨年度から変更。）
〒143―8799　日本郵便大森郵便局留　日本通運株式会社　計量士国家試験係　電話：0120―040―608（平日９：00―18：00）
8　受験手数料　8,500円の収入印紙を願書に貼付。
9　提出書類
・計量士国家試験受験願書
・計量法施行規則第63条第２項による試験科目の免除を受けようとする者は、既に合格した区分の試験についての合格証書の写し（受験願書②に貼付のこと。）
・障がい等のために、受験に際して何らかの措置を希望する者は、特別措置に関する申請書